

32. 地域再生制度

概要

地方公共団体が行う自主的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定等を行う。

●支援内容

地域再生計画に記載し、認定を受けることにより活用することが可能となる法律上の特別の措置及び各所管省庁が地域再生計画と連動して実施する施策は、地域再生基本方針別表のとおり。

【観光地域づくりに資する施策】

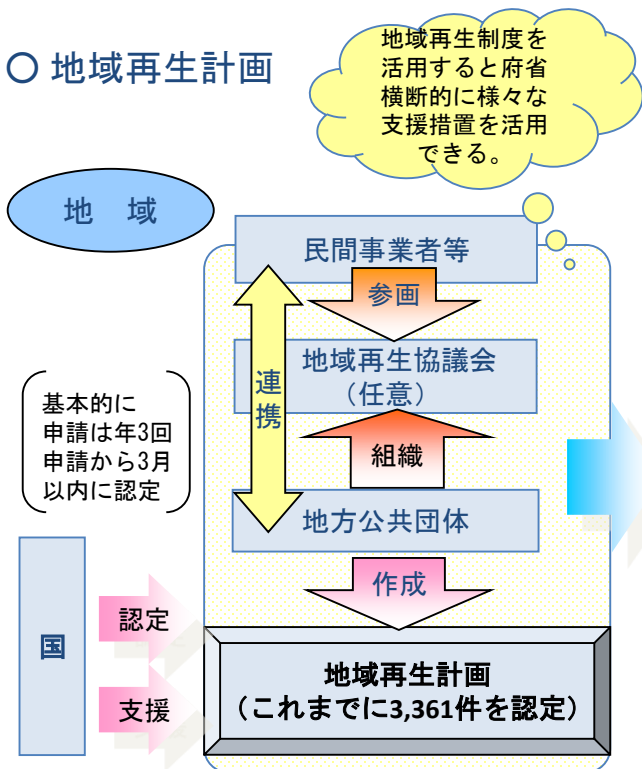
- 地方創生推進交付金（内閣府）
 - 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）（内閣府）
 - 農山漁村振興交付金（農林水産省）等
- 詳しくはこちら

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kekka/160420/list.pdf>

●事業イメージ

地方公共団体が行う自主的・自立的な取組(地域再生計画)を支援。

○地域再生計画



※平成28年12月末現在

主な支援措置メニュー

◆「地域再生計画」と連動

■「地域再生法」に基づく施策

- 地方創生推進交付金
 - ① 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）
 - ② 地域再生支援利子補給金
 - ③ 企業の地方拠点強化の促進に係る税制の特例等
 - ④ 「小さな拠点（コンパクトビレッジ）」形成に係る手続の特例
 - ⑤ 「生涯活躍のまち」形成に係る手続の特例
 - ⑥ 遊休工場用地等に導入する産業の特例
 - ⑦ 農地等の転用等の許可の特例
 - ⑧ 補助対象施設の転用手続の一元化・迅速化の特例
- （その他：特定政策課題の解決に資する事業への支援措置等）

■それ以外の連動施策

- ・ 実践型地域雇用創造事業 — 厚生労働省 —
- ・ 農山漁村振興交付金 — 農林水産省 —
- ・ 地域公共交通確保維持改善事業 — 国土交通省 — 等

「地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）」（平成28年4月20日施行）

地方創生推進交付金の創設

- ・ 地方公共団体の自主的・主体的な事業で先導的なものに関する支援措置

地方創生応援税制の創設

- ・ 地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄附に係る税制優遇措置

「生涯活躍のまち」の制度化

- ・ 中高年齢者が移り住み、健康でアクティブな生活を送り、継続的なケアを受けられる「生涯活躍のまち」形成促進

○問い合わせ先：内閣府 地方創生推進事務局 地域再生担当
電話 03-5510-2474